

【債権譲渡】 債権譲渡は、受領代理権とともに、債権担保のため広く活用されているところ、民法改正でそのルールが大きく変わった。譲受人が、債権譲渡を受けたことを債務者に主張するには、譲渡人から債務者に対する通知をし、または債務者が承諾しなければならないが、債務者以外の第三者に対抗するには、この通知または承諾は確定日付のある証書によることが求められる。債務者は、対抗要件が具備されるとまでに譲渡人に対して生じた事由をもって抗弁される。

【譲渡制限特約】 債務者からの抗弁を封じるのであれば、抗弁放棄書を取り付けておく方法が考えられる。

債務者との間で債権譲渡を禁止する特約を付けたり、従来は、この特約に違反する譲渡は原則無効としており、例外は、特約の存在をたゞ。改正民法は、これを改め、特約を有するにとどまり、特約に反する債権譲渡も有効とした。

そのままで、譲渡制限の支障が生じていた。改正民法は、これを改め、特約を當該受人に主張できることとした。

【履行なき場合】 改正民法は、右特約付き債権譲渡につき、次の手当も講じている。
 ①悪意または重過失を問わず、譲受人は、債務者に対して自己宛ての履行を相当期間を定めて催告し、その期間内に履行がないときは、直接の請求ができるとした。

②譲渡人が破産手続き開始決定を受けた場合、譲受人は、債務者に対して、悪意または

債権の管理・回収

匠プラザ21 経営法務大学

改正民法でルール変更

重過失なく知らなかつた譲受人に対しては有効としていたところでのルールの下では、中小企業等が売掛債権等を担保にして資金調達をする

を設けておくことは、債務者にとつて、弁済先が固定できることで、このルールの下では、契約解除や相殺の利益が残せるなどのメリットがあるので、改正民法は、債権譲渡

債権譲渡そのものを有効としたが、なお右の限度で例外を設けているので、その適用を巡つて争いが起きるのと、こうした改正の経過に照らして、特約に反して債権譲渡し

重過失のときであつても、債権全額を供託するよう請求することができる。ただし、前記対抗要件を事前に備えていなければ、改正になってから右特約付きとなるが、改正になつておらず（現行の扱いと同じ）、譲受人との関係で特約の存在を知りまたは重過失により知らないかた（重過失）譲り受けた場合は無効となる。

【預貯金債権の特則】

預貯金債権の場合は、円滑な払い戻し事務を確保するたために、以前から右特約付きとなつてゐるが、改正になつておらず（現行の扱いと同じ）、譲受人との関係で特約の存在を知りまたは重過失により知らないかた（重過失）譲り受けた場合は無効となる。

【集合債権譲渡担保】

担保設定者が第三者に対して有する複数の債権に、一括して、譲渡担保権を設定するものであり、将来発生する債権まで含めて、譲渡可能となる。改正民法は、将来債権の譲渡も有効であり、対抗要件では既発生の債権と同様の方法で具备できることを明文化した。（弁護士・浦田益之）